経済政策論 B

――少子高齢化と社会保障制度:パート (3)―

山田知明

明治大学

2021 年度講義スライド (7)

社会保障制度

- 社会保障制度 (Social Security System)
 - 1. 公的扶助: 生活保護など
 - 2. 社会保険:年金保険、医療保険、雇用保険等、原則として加入者負担による制度
 - 3. 社会福祉:身体障害者、児童、老齢者および母子家庭などに自立支援を提供
 - 4. 公衆衛生:国民の健康の維持増進
- 社会保障制度の目的
 - リスク分散や軽減
 - 所得再分配機能

社会保障制度 (続き)

- 社会保障制度の運営
 - 保険原理:保険料をプールしてリスクを軽減
 - 保険料を支払った人のみ
 - 租税原理:税収で財源を賄う
 - ミーンズ・テスト (資力審査) を課す場合も

社会保障制度 (続き)

- 家族の役割の変化と社会保障制度の再設計
 - 健康保険制度、公的年金制度の枠組みは 1960 年代に完成
 - 少子化、核家族化、女性の社会進出、独身世帯の増加
 - 現行制度は (典型的な?) 家族単位を基本としている
- 社会保障制度の国際比較
 - 日本は平均よりやや小さい

日本の公的年金制度

- 国民皆年金:1961年
 - 国民年金:満20歳以上60歳未満
 - 専業主婦:1985 年改正
 - 学生:1989 年改正
 - 国民年金の被保険者は3種類
 - 第1号被保険者:自営業者など
 - 第2号被保険者:民間サラリーマン+公務員
 - 第3号被保険者:ほとんどが専業主婦層
- 各種年金制度
 - 老齢年金、障害者年金、遺族年金

[図:日本の公的年金制度]

- 国民年金·厚生年金·共済年金
 - 国民年金:全ての国民
 - 一階部分
 - 厚生年金:民間サラリーマン
 - 共済年金:公務員など
 - 二階部分

- 国民年金 (老齢基礎年金)
 - 40 年間保険料を支払うと月額で約 65,000 円 (2021 年度)
 - 25 年以上加入で受給資格
 - 加入期間に応じて減額 (免除、追納)
 - 実際の平均は55,000円程度
 - 物価水準で調整
 - 支給開始年齢は?
 - 生年月日・性別によって異なるが今後は65歳↑
 - 支給開始年齢は国によってばらばら

- 厚生年金 (老齢厚生年金)
 - 現役時代に支払った金額に比例

報酬比例部分 = 平均標準報酬額 × 支給乗率 × 被保険者期間

- 平均標準報酬月額:現役時代の平均月収
 - 30 等級にランクに分け
 - 賃金再評価
- 支給乗率:生年月日によって決定
- 物価スライド:消費者物価に応じて調整
- 専業主婦 (夫) の場合、勤め人が支払っているとみなす

- 保険料
 - 国民年金:定額
 - 20 歳以上 60 歳未満
 - 16,610 円 (2021 年度)
 - 厚生年金·共済年金:賃金比例(定率)
 - 70 歳未満
 - 18.30%(2017年4月以降)
 - 上限:給与は月額62万円、ボーナスは1回150万円

- 民間サラリーマンや公務員などは、厚生年金でおさめた金額の一部が国民年金に
- 第2号被保険者の被扶養配偶者の問題
 - 夫が納めた保険料に妻の保険料も含まれている
 - 共働きだと、両方が支払っている
 - 不公平感
- 公的年金制度は世代内の再分配効果も持っている

賦課方式・積立方式の長所と短所

- 公的年金は「世代間の助け合い」?
 - 賦課方式 (Pay-as-You-Go System)
 - 積立方式 (Fund System)

1. 積立方式

○ 長所:年齢構造の変化に対応可能

○ 短所:(1) インフレに弱い、(2) 十分な収益が確保できるか?

2. 賦課方式

○ 長所:初期に積み立てがなくても導入可能

○ 短所: 少子高齢化が進むと世代間格差及び維持可能性

公的年金制度改革

- 公的年金制度は頻繁に改正が行われてきた
- 2004 年改正の骨子
 - 保険料水準固定方式の導入
 - 基礎年金国庫負担割合を 1/2 へ引き上げ
 - 有限均衡方式の導入
 - 100 年程度の間、給付と負担の均衡を図る
 - 積立準備金を利用:約195兆円(2020年度末)
 - マクロ経済スライドの導入
 - 新規裁定:賃金スライド
 - 既裁定:物価スライド
 - スライド調整率:0.9%

公的年金制度改革 (続き)

- 財政検証(財政再計算)
 - 5年毎に見直しが行われている
 - 所得代替率 = 年金給付/現役時の所得
 - 標準的家計で50%以上を約束?
- 年金制度の維持可能性
 - 将来人口、インフレ率、賃金成長率に強く依存

公的年金制度改革 (続き)

- 民営化?
 - なぜ私的年金ではなく公的な仕組みが必要なのか?
 - 逆選択の問題
 - 個人の合理性の限界 (強制貯蓄): 近視眼的行動 (Myopic Behavior)
- 賦課方式から積立方式へ移行
 - 課題:二重の負担

海外の公的年金制度:アメリカ

- 資力審査 (Means Test) を課している
- Old-Age Survivors, and Disability Insurance (OASDI)
- Average Indexed Monthly Earnings

AIME	Marginal Rep. Rate
\$0 - \$561	90.0
\$561 - \$3,381	32.0
\$3,381-	15.0

海外の公的年金制度:スウェーデン

- 「みなし拠出建て」: スウェーデン方式
 - 所得比例年金を原則とするが、保証額を設定し、それ以下の場合に は税を財源として補填
 - 拠出した年金保険料を基準に、あたかも市場で運用したかのように 利回りを計算し、支給 = 自分の拠出と給付がリンク
 - 保険料資産が債務を下回る場合、年金額を自動的に削減
- 確定拠出 (Defined Contribution)
 - 保険料水準を先に決め、後から給付額が決まる
- 確定給付 (Dfined Benefit)
 - 給付額を先に決め、それに見合う保険料水準を設定